死亡届に関する手続きについて

次に該当される方	説　　明	お持ちいただくもの	手続きの受付窓口			確認
			課名	担当名	場所	チェック欄
市内に固定資産（土地・家屋）、償却資産をお持ちの場合	現所有者(相続人等)の申告書を提出してください。提出後、相続登記等されるまで現所有者に納税通知書などの関係書類を送付します。	固定資産税納税通知書 被相続人と届出人の関係がわかる書類	税務課（*）	固定資産税担当	東館　1階	
125CC以下のバイク、小型特殊自動車　（農耕用等）をお持ちの方	市役所窓口にて廃車・名義変更等を行ってください。	ナンバープレート（※） ※同一世帯内の方に名義変更をされる場合には不要です。	税務課（*）	市民税担当	東館　1階	
125CCを超える車両（軽自動車、中・大型バイク）をお持ちの方	軽自動車協会または陸運支局での名義変更等の手続きが必要となります。申請先等はお問い合わせください。					
市公金（市税や国民健康保険税、上・下水道料金、市設置浄化槽使用料等）の支払いで、死亡された方の口座から口座振替をご利用されていた場合	口座が凍結され、引落ができなくなるので、振替口座の変更が必要となります。 また、国民健康保険税や固定資産税等納税義務者が変更になる場合もご注意ください。	金融機関口座のわかるもの及び口座で使用している登録印	税務課（*）	収納担当	東館　1階	
			上下水道課（*）	上水道庶務担当 下水道庶務・管理担当	西館　1階	
水道給水装置・市設置浄化槽の使用者・所有者の方	使用者・所有者の異動届が必要です。使用料の請求先や支払者、家の管理者が変更になる場合も届出が必要です。なお、水道給水装置の使用者名は、納付書や、検針の際にお渡ししている**「使用水量のお知らせ」**に記載されます。	認印	上下水道課（*）	上水道庶務担当 下水道庶務・管理担当	西館　1階	
下水道使用者の方で井戸水をお使いの方	下水道使用料金の請求先を知らせていただくため、所有者変更の手続きを行ってください。	認印	上下水道課	下水道庶務・管理担当	西館　1階	
下水道供用開始区域の方	下水道事業受益者負（分）担金の受益者異動届の手続きが必要になります。また、負（分）担金の支払状況をご確認ください。					
農地を所有している方・借りている方 農業者年金に加入・受給されている方	相続により農地を取得した場合、農業委員会への届出が必要となります。なお、持参するものは手続により異なりますのでお問い合わせください。農業者年金の手続きは最寄りのJA窓口へご相談ください。		農林課	農地担当	西館　2階	
相続、贈与、売買、法人合併など何らかの理由により、森林の土地を新たに取得した場合	所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村へ届け出が必要となります。 ※相続の場合、財産分割がされていない状態であっても、法定相続人の共有物としての届け出が必要です。	①森林の土地の所有者届出書 ②森林の土地の位置を示す図面 ③当該森林の土地の登記事項証明書（写し可） 又は権利を取得したことがわかる書類 （土地売買契約書、相続分割協議の目録 土地の権利書の写し　等） ④認印	農林課	農林担当	西館　2階	

＜その他＞

〇市県民税は、1月1日現在で山梨市に居住の方に前年所得に応じ課税されます。

〇年度の途中で納税義務者がお亡くなりになった場合は、相続人等に納税義務が承継されます。

〇固定資産税は、1月1日現在で資産を所有している方に課税されます。

〇納税義務者がお亡くなりになった場合の翌年度からの固定資産税は、相続または届出された方が納税義務者となります。

〇死亡までの納付状況及びその後の納付方法についてもお尋ねください。

〇死亡者名義の口座凍結は、金融機関によっては取扱いが異なります。ご相談されることをお勧めします。

◎上記の(*)の手続きは牧丘支所・三富支所でも行うことができます。（*以外の手続きについては担当課にて手続きをお願いします。）